

令和3年

第2回大磯町農業委員会総会会議録

日時 令和3年2月25日 午後1時30分から
場所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名
第2 議案第4号 農地利用集積計画書の決定について
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分
計画案について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和3年第2回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、10番近藤剛司委員と11番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第4号「農地利用集積計画書の決定について」及び議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」を合わせて議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第4号は議案書1ページから3ページの7件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから8ページをご覧ください。また、議案第5号は4ページから5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の8ページをご覧ください。

なお、議案第4号1番は所有権移転について、2番から4番は農地の使用貸借及び賃借、5番と6番は農地中間管理事業の一括方式の使用貸借及び賃借、7番は議案第5号1番の農地中間管理事業の農地利用配分計画案による賃借と関わっていますので、それぞれまとめて審議をお願いします。

大磯町長より令和3年2月9日付けで農地利用集積計画の決定と令和3年2月2日付けで農地利用配分計画案に対する意見を求められています。

まずは議案第4号1番について説明します。

事務局 《議案第4号1番を朗読・説明》

書記 議案第4号1番につきましては、町道整備事業により収容された農地を補完するために隣接農地の一部を所有権移転するものです。通常ですと農地法第3条許可として

取り扱うところですが、譲受人の所有農地面積が足りず最低下限面積要件を満たさないため、基盤法による手続きとなりました。

譲渡人の突出した形となっている農地を譲り受けることで農地の形状が整い、譲受人は効率的な営農が図られるようになると考えられます。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、吉川推進委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第4号1番につきましては現地調査をお願いした吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。議案第4号1番の農地について、2月9日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は町道沿いの水田ですが、町道整備のため面積は減りましたが、譲渡人から農地を譲り受けることで形状が整って、効率的な営農が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、営農の効率化が図れるとのことですので。

それでは、議案第4号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員

書記

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第4号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第4号1番は原案とおりの決定いたしました。

議長 続きまして議案第4号2番から4番について審議します。

事務局 《議案第4号2番から4番を朗読・説明》

書記 議案第4号2番から4番については、利用権設定の再設定になりますが、すべての農地について耕作されていることを確認しています。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第4号2番から4番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 柳田です。議案第4号2番から4番の農地について、2月9日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地はきちんと耕作されており、地元の農家に継続的に貸すことで、農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことです。

では議案第4号2番から4番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第4号2番から4番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第4号2番から4番は原案とおりに決定いたしました。なお、決定事項は、町長に通知いたします。

議長 続きまして議案第4号5番から7番及び議案第5号1番について審議いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第4号5番から7番及び議案第5号1番を朗読・説明》

書記 議案第4号5番から7番及び議案第5号1番につきましては、大磯町に新規就農した農家に農地中間管理制度により農地を貸すもので、公益社団法人神奈川県農業公社が農地を借り上げ、新規就農者に貸すことで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。議案第4号7番につきましては農地中間管理制度の旧方式によるものですので議案第5号1番の農用地利用配分計画案についても合わせて審議をお願いします。

なお、2月9日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第4号5番から7番及び議案第5号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第4号5番から7番及び議案第5号1番の農地について、2月9日に西方会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地を農地中間管理事業により新規就農者に貸すことで、農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地中間管理事業により農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことでした。

では、議案第4号5番から7番及び議案第5号1番について、これより質疑に入ります。

委員 5番についてですが、農地の一部で鶏を飼うとのことですが、鶏舎はどんなものを建てるのですか。また、現在、鶏は何羽飼っていますか。

書記 一般的な鶏舎は建てません。平飼いといって単管パイプを組み上げてネットで覆うだけの簡易的なものであると聞いています。鶏は約300羽と聞いています。

委員 周囲の農家に臭気や害虫といった被害が及ぶことはないですか。

書記 位置図を見ていただくとわかりますが、当該農地は山林に囲まれた奥まった場所にあり、隣接する別の農地も今後借りる予定なので、周囲に営農をしている農家はいない状況です。また、鶏舎のように閉鎖されていないことや木のチップを敷くことで臭気や害虫の発生を抑えられるとのことでした。

委員 人目がない場所なので盗難の心配がありますが、防犯対策はどうなっていますか。

書記 町道からの入口は携帯中継局があるため車両が侵入できないようチェーンが張られています。当該農地の所有者から合鍵をいただいていますのでまた、今後、防犯カメラの設置なども考えているそうです。

委員 鶏だとイタチやハクビシンなどによる被害が考えられますが、対策はどうする予定ですか。

書記 鶏を入れるネットの周りに金網を張り、穴を掘って侵入されないようにトタン板を埋め込んだりするそうです。また、農地の周囲に電気柵を設置する予定です。

委員 鳥インフルエンザ対策はどうなっていますか。

書記 保健所の年1回の検査の他、定期的に情報交換をして指導を受けているそうです。また、解放された平飼いでは感染し難いとのこと。

委員 現在、二宮町にある養鶏場はどうするのですか。

書記 引き払って大磯町に引っ越す予定です。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第4号5番から7番及び議案第5号1番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙手》

議長 賛成者全員により、議案第4号5番から7番及び議案第5号1番は原案とおりに決定いたしました。合わせて農用地利用配分計画案に対して出された意見はまとめて大磯町長に報告します。

議長 次に報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出」につきまして、議案書6ページから8ページの9件でございます。場所につきましては総会資料の9ページから15ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番から9番を朗読》

書記 報告第1号1番から9番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番から9番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明」について、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」は、議案書9ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の16ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番を朗読》

書記 報告第2号1番の内容については記載のとおりでございます。添付資料も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、2月9日に吉川推進委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございました。報告第2号1番につきましては現地調査をお願いした吉川推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

推進委員（吉川） 推進委員の吉川です。報告第2号1番の農地について、2月9日に西会長職務代理者と私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地がきちんと耕作されていることを確認しました。

議長 ただ今の報告第2号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号1番を終わりにします。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

委員 今年度の鳥獣被害の状況を知りたいのですが、イノシシの捕獲頭数と来年度の体制について伺いたい。

書記 手元に資料がありませんので、次回の総会時に報告させていただきます。

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和3年第2回大磯町農業委員会総会

を閉会いたします。

(午後 2 時 1 5 分)